

CERTIFIED SUSTAINABLE SEAFOOD



Marine Stewardship Council

# MSC Chain of Custody 認証規格: 標準バージョン

第5.0版 2019年3月28日



---

## MSC(海洋管理協議会)について

---

### ビジョン

世界中の海が生命にあふれ、現在そして将来の世代にわたり水産物の供給が確保されること、これがMSCのビジョンである。

### 使命

エコラベルと漁業認証制度を通じて、持続可能な漁業を認識し報奨するとともに、水産物を購入する際の消費者の選択に影響をもたらす、パートナーと共に水産物市場を持続可能なものへと転換することで、世界の海洋保全に貢献すること、これがMSCの使命である。

### 著作権表示

「MSC Chain of Custody 認証規格：標準バージョン」とその内容の著作権は Marine Stewardship Council (海洋管理協議会)に帰属する。© “Marine Stewardship Council” 2019. 不許複製・禁無断転載

この規格の公用語は英語である。正式文書はMSCのウェブサイト([www.msc.org](http://www.msc.org))に公開されている。コピー、バージョン(版)、または翻訳によって相違のある場合、英語の正式文書を参照し、それに準拠しなければならない。

MSCは、部分的、全体的かを問わず、この内容のいかなる修正をも禁じる。

本文書は英語で書かれた正式文書を翻訳したものである。翻訳によって意図が曖昧である、あるいは相違がある場合には、英語の正式文書を参照しなければならない。MSC規格及び関連文書に関するすべての事項についての最終的決定権はMSCが有する。英語の正式文書は[msc.org](http://msc.org)よりダウンロード可能である。

Marine Stewardship Council  
Marine House  
1 Snow Hill  
London EC1A 2DH  
United Kingdom

Phone: + 44 (0) 20 7246 8900  
Fax: + 44 (0) 20 7246 8901  
Email: [standards@msc.org](mailto:standards@msc.org)

---

## 目次

---

MSC Chain of Custody 認証規格：標準バージョン	6
原則1 認証製品は認証取得サプライヤーから購入されなければならない	6
原則2 認証製品であることが識別できなければならない	8
原則3 認証製品は分別されなければならない	10
原則4 認証製品は追跡が可能で、数量が記録されなければならない	11
原則5 事業者の管理システムは、本規格の要求事項に対応するものでなければならない	13
5.1 管理と研修	13
5.2 変更の報告	14
5.3 請負業者、輸送及び請負加工	15
5.4 不適合製品	16
5.5 トレーサビリティ及びサプライチェーン検証のための要請	17
5.6 認証審査中の製品に関する要求事項	18
5.7 強制労働及び児童労働に関する要求事項	19

## はじめに

### 本規格の責任

本規格に関する責任はMSC (Marine Stewardship Council / 海洋管理協議会) が有する。

使用にあたっては、本文書並びに関連文書が最新版であることを確認しなければならない。最新の文書はすべてのMSC関連文書のマスターリストとともにMSCのウェブサイト ([msc.org](http://msc.org)) に公開されている。

### バージョン履歴

版	発行日	改定内容
第1版	2000年8月	初版
第2版	2005年8月	要求事項の大幅な見直し。
第2.1版	2010年 5月1日	ファイル名の変更、著作権及び文書管理情報の挿入。
第3版	2011年 8月15日	要求事項の大幅な見直し。
第4版	2015年 2月20日	CoC認証規格の大幅な見直し。要求事項の更新とガイダンスの導入。MSC認証要求事項第1.4版の附属文書BDを規格に組み込む。標準のCoC認証規格として新たなバージョンを発行するとともに、他の2つのバージョン(グループ向けCoC認証規格第1版及び消費者向け事業者(CFO)用CoC認証規格第1版)も併せて発行。
第5版	2019年 3月28日	標準のCoC認証規格の大幅な見直し。労働慣行(陸上)に関する新たな要求事項の導入とその他の大きな変更。

### 本文書について

本文書には、MSCのCoC認証の取得を希望するサプライチェーン事業者への必須要求事項が含まれている。本規格の要求事項の解釈及び適用に役立つ任意のガイダンスも作成されている。

### 概略

#### CoC認証

CoC認証は、MSCエコラベルもしくはMSCの商標を表示して販売される製品が、認証取得漁業をその供給

源とし、サプライチェーンを遡って認証された供給元まで追跡可能であることについて確固たる保証を提供するものである。MSCのCoC認証規格に則り認証を取得した事業者は、認定された第三者の審査機関により審査され、3年のCoC認証の有効期間中、定期的に監査を受ける。

#### 他の規格策定組織によるMSC CoC認証規格の適用

MSCのCoC認証規格は、認証制度を運営する他の組織も使用可能である。本規格が発行された時点においては、ASC(水産養殖管理協議会)が、ASC認証養殖場を供給源とする認証水産製品にMSCのCoC認証規格を適用することを選択している。これにより、発行されるCoC認証書と商標はそれぞれ異なるものの、サプライチェーン内の事業者は、1つのCoC認証審査で、MSC認証水産物とASC認証水産物の両方を取り扱うことができるようになった。今後、他の認証制度がMSCのCoC認証規格を適用することになった場合には、MSCウェブサイトでその旨を公表する。

#### CoC認証の適用範囲とオプション

認証された漁業あるいは養殖場を供給源とする製品の売買や取扱いを行う事業者は、いずれもCoC認証の取得を申請することができる。認証された供給源からのものであることを主張するためには、消費者向け不正開封防止包装が施される時点までのサプライチェーン内において、認証製品の法的な所有権を持つすべての事業者がCoC認証を取得していることが求められる。

MSCでは、CoC認証規格標準バージョンに加え、CoC認証規格のグループ向けバージョンと、消費者向け事業者(CFO)用のバージョンを用意している。各バージョンの適用資格に関しては、MSC CoC認証要求事項(MSC Chain of Custody Certification Requirements)の[セクション6.2](#)及び各文書の冒頭に詳しく記載されている。

#### MSC CoC認証規格の適用範囲：標準バージョン

この規格は、認証製品を取り扱うあるいは売買する一つの物理的な現場を有する事業者に適用することができる。この他にも、複数の現場で認証製品を取り扱っているものの、各現場がCoC認証規格に則って個別に審査される事業者にも適用することができる。これは、マルチサイト(複数サイト)認証と呼ばれ、一つのCoC認証書が発行される。標準のCoC認証規格に則り認証を取得する事業者の一例として、一つの現場で業務を行う貿易会社や、複数の工場を有する加工業者が挙げられる。

事業者が養殖業者あるいは漁業者の場合、規格の中のいくつかの条項(認証を取得したサプライヤーからの購入など)は、適用されないものもある。

## はじめに

### MSC CoC認証規格の適用範囲：グループ向けバージョン

MSCのCoC認証規格のグループ向けバージョンは、多くの現場で認証製品を取り扱っているものの、各現場が適合性審査機関（以下審査機関）によって個別に審査されない場合に適用される。多くの現場を有する事業者や複数の組織の共同体の場合には、マルチサイト認証よりも効率的であることもある。事業者は、内部管理を規定するとともに、すべての現場が確実にCoC認証規格を順守することに責任を有するグループ本体の機能を定める。審査機関は、グループ内のすべての現場を審査するのではなく、グループ本体と一部の現場のみを審査する。グループ全体で、1つのCoCコードと認証書を共有する。CoC認証規格グループ向けバージョンに則って認証を取得する事業者の一例として、数十カ所の倉庫を所有する大規模卸売業者や、CoC認証規格消費者向け事業者（CFO）用バージョンに則った認証ではなく、グループ認証を望むレストランチェーンなどが挙げられる。

事業者が養殖場者あるいは漁業者の場合、規格の中のいくつかの条項（認証を取得したサプライヤーからの購入など）は、適用されないものもある。

### MSC CoC認証規格の適用範囲：消費者向け事業者（CFO）用バージョン

MSC CoC認証規格消費者向け事業者（CFO）用バージョンは、最終消費者に水産物を提供もしくは販売し、特定の資格基準を満たす事業者に適用される。例えば小売業者やフードサービス事業者といった、消費者向け事業者（CFOs: Consumer-facing organisations）は、単独あるいは複数の拠点を持つ場合があり、認証製品の取り扱いや売上に係る事業者の管理システム下にあるすべての現場に対し、1つのCoCコードが発行される。CoC認証規格グループ向けバージョンの場合と同様に、認証書に含まれるすべての現場の中の一部が審査機関によって審査される。消費者向け事業者（CFO）の例としては、レストランやレストランチェーン、鮮魚店、鮮魚売場のある小売業者、ケータリング業者が挙げられる。

### CoC認証規格の適用資格：標準バージョン

いかなる事業者もCoC認証規格標準バージョンに則り認証を取得することが可能であるが、以下の場合に特に適している。

- 一つの物理的現場で認証製品の取り扱いあるいは売買のみ行う単独サイト事業者。もしくは、
- 複数の物理的現場で認証製品の取り扱いあるいは売買を行うマルチサイト（複数サイト）事業者。

注：事業者によってはCoC認証規格の標準バージョン、グループ向けバージョン及び／もしくはCFO用バージョンのいずれをも適用できる場合がある。事業者は、最も適したオプションについて審査機関に相談する前に、MSC CoC認証要求事項 [セクション6.2](#)を確認し、標準、グループ向け、CFO用の3つのバージョンの適用資格について確認することが望ましい。

### 発効日

CoC認証規格標準バージョン第5版の発効日は2019年9月28日である。この日以降、CoC認証規格標準バージョンに則り実施されるすべてのCoC審査は、この第5版を適用しなければならない。

### 見直し予定日

MSCでは、本規格に関するご意見を随時受け付けております。頂いたご意見は次回の見直しプロセスに際し検討させていただきます。見直しは少なくとも5年に一度行われます。ご意見はメールにて [standards@msc.org](mailto:standards@msc.org)までお送りください。

MSCの方針策定プロセス並びに規格策定の手順に関する詳細は、MSCのウェブサイト ([msc.org](http://msc.org)) をご覧下さい。

### 規範文書

以下の文書には、本文書で引用されることにより、本規格の一部としてみなされる規定が含まれている。以下の文書に関しては、発行されている最新版が適用される。

- MSC CoC認証要求事項 (MSC Chain of Custody Certification Requirements)
- MSC-MSCI用語集 (MSC-MSCI Vocabulary)
- MSC第三者労働監査に関する要求事項 (MSC Third-Party Labour Audit Requirements)
- CoC認証取得事業者の労働関連要求事項に関する合意書 (CoC Certificate Holder Statement of Understanding of Labour Requirements)
- MSC エコラベルユーザーガイド (MSC ecolabel user guide)

### 用語と定義

概念、用語及び語句の定義は [MSC-MSCI用語集 \(MSC-MSCI Vocabulary\)](#) に明記されている。

## 原則 1

### 認証製品は認証取得サプライヤーから購入されなければならない

- 1.1 事業者は、すべての認証製品が認証取得サプライヤー、漁業者または養殖業者から購入されることを確実にするためのプロセスを有していなければならない。

#### ガイダンス 1.1

「認証製品」とは、認証された漁業もしくは養殖場を供給源とし、認証製品として識別される水産物を指す。

消費者向け不正開封防止包装を施した水産製品(個別のツナ缶のように、密封されてラベルが付けられ、最終消費者にそのままの形で販売される製品)は除く。消費者向け不正開封防止包装の詳しい定義についてはCoC認証要求事項の[セクション6.1](#)を参照。

Chain of Custody(CoC)の目的において、「サプライヤー」とは、認証製品に関して販売者から購入者への法的所有権の移転を示す販売書類に記載されている事業体を指す。ほとんどの場合、インボイスが購入の証明になるが、契約書もしくは譲渡証書によって証明することもできる。

事業者は、製品の法的所有権の移転を受ける相手が有効な認証を有していることを検証するプロセスを有していなければならない。他のサプライヤーから直接購入する場合には、有効なCoC認証がそれに該当する。漁業もしくは養殖場から直接購入する場合は、以下のプロセスを講じていなければならない。

- 漁業もしくは養殖場が有効な漁業認証もしくは養殖場認証を有していることを検証する。
- 漁業認証審査報告書もしくは養殖場認証審査報告書を確認し、漁業もしくは養殖場もCoC認証を取得することが求められている場合には、漁業もしくは養殖場が有効なCoC認証を有していることを検証する。

製品を購入しない事業者(すなわち、水産物を直接漁獲／生産する漁業もしくは養殖場)の場合、本条項は適用されない。

MSCのサプライチェーン事業者及び漁業の認証状況はMSCのウェブサイト([msc.org](http://msc.org))で確認することができ、ASCのサプライチェーン事業者及び養殖場の認証状況はASCのウェブサイト([asc-aqua.org](http://asc-aqua.org))で確認することができる。有効期限が切れる前に認証の取り消し、一時停止、撤退が生じることもあるので、ウェブサイトで確認するほうが認証書に頼るよりも正確である。

## 原則 1

### 認証製品は認証取得サプライヤーから購入されなければならない

- 1.2 現物を扱う事業者は、製品入荷時に製品の認証状況を確認するプロセスを有していなければならない。

#### ガイダンス 1.2

認証製品に添付されてくる書類によって、製品が認証のものであることが明確に識別できなければならない。書類の例としては納品書、インボイス、船荷証券、サプライヤーからの電子データなどが挙げられる。これは、在庫がなくなってしまった場合などに、サプライヤーが認証製品の代わりに非認証製品を出荷してしまったとしても、入荷する事業者側でそのことを発見できるようにするためである。

認証製品を識別するために、サプライヤーが独自のバーコードや製品コードなどの内部システムを導入している場合、受け取る側は、認証製品であることを確認するために、その内容・意味について理解していなければならない。

関連書類に製品が認証のものであることが明記されていない場合、現物のラベリング(箱にMSCあるいはASCのラベルやCoCコードが表示されているなど)だけでは、認証製品であることが十分に確認されたとはいえない。

認証取得養殖場から直接製品を仕入れる場合、水産養殖規格の要求事項に基づき、認証のものとして販売する場合に養殖場での使用が認められていない抗生物質もしくは使用禁止物質についての製品検査もプロセスに含めることができる。

- 1.3 初回の認証審査の際に認証製品の在庫がある事業者は、それら製品が認証取得サプライヤーや漁業もしくは養殖場から購入されたものであることを実証し、本規格の関連セクションをすべて順守できなければ、それら在庫製品を認証製品として販売することができない。

#### ガイダンス 1.3

初回の認証審査の際に在庫としてあった認証製品については、原則4に則り、認証を取得しているサプライヤー、漁業もしくは養殖場まで遡って追跡できなければならない。また、原則2及び3に則り、在庫の認証製品はすべて識別可能で、分別されていることを実証できなければならない。

## 原則 2

### 認証製品であることが識別できなければならない

- 2.1 認証製品は、購入、入荷、保管、加工、包装、ラベリング、販売、配送のすべての段階において、認証のものとして識別されなければならない。ただし、最終消費者への販売インボイス(販売明細書)についてはその必要はない。

#### ガイダンス 2.1

添付されているトレーサビリティの記録だけでなく、現物を見ても認証製品であることが識別できることが望ましい。これはパッケージ、コンテナ、パレットにサインやラベルを付けることで可能になる。

事業者は、「MSC」や「ASC」といった頭文字、CoCコード、内部の識別システムなど、認証製品を識別するために様々な方法を講じることができる。

現物にラベルを表示するのが不可能もしくは現実的でない場合(解凍タンク内の魚など)、事業者は、認証状況を特定する関連のトレーサビリティ記録や在庫記録と製品とをどのように照合できるのかを示さなければならない。

最終消費者への販売インボイスには、レストラン、鮮魚店、小売りの鮮魚売り場のレシートも含まれる。販売インボイスには認証製品であることの識別が含まれてなくてもよいが、認証製品が提供される場では(メニューや鮮魚売り場など)識別されなければならない。

- 2.2 認証のものとして販売された製品については、インボイスに記載されている製品がすべて認証製品である場合を除き、関連するインボイスにおいて認証のものであることが識別できるようにしなければならない。ただし、最終消費者への販売インボイスは除く。

#### ガイダンス 2.2

インボイス上で認証製品であることを識別するには様々な方法があり、例えば、製品概要での「MSC」や「ASC」といった頭文字の使用、CoCコードの使用、あるいは個別の認証製品に対応した、顧客にも通知済みの、独自の製品コードの使用などが挙げられる。

インボイスに記載されている製品がすべて認証製品の場合は、インボイスの冒頭に認証品であることの識別(CoCコード等により)を示すだけでもよい。インボイス上のどの製品が認証のものとして販売されたかを、購入者と審査機関がはっきりとわかるようにすることがこの要求事項の目的である。トレーサビリティや識別の目的で「MSC」や「ASC」といった頭文字を使う場合は、ライセンス契約は必要ない。(2.4参照)



## 原則 2

### 認証製品であることが識別できなければならない

2.3 事業者は、製品が認証のものであることを識別するための包装、ラベル、メニュー、その他の素材が、認証製品のみで使用されることを確実にするためのシステムを運用しなければならない。

2.3.1 認証製品の魚種を誤って表示してはならない。

#### ガイダンス 2.3.1

学名または一般名を使用してもよい。製品が取引されている国の関連法に合致していない魚種名は誤表示とみなされる。

2.3.2 認証製品に漁場もしくは供給源の情報を明示する場合、これら情報について誤った表示をしてはならない。

#### ガイダンス 2.3.2

製品ラベルに漁場や供給源の情報を明示する必要はないが、明示する場合には本条項が適用される。漁場や供給源の明示が、製品が取引されている国の関連法と合致していない場合は誤表示とみなされる。

2.4 事業者は、ライセンス契約([ecolabel@msc.org](mailto:ecolabel@msc.org))の条件の下で承認を得た場合のみ、認証製品としての宣伝や、MSCやASCのラベルあるいはその他の商標を使用することができる。

#### ガイダンス 2.4

企業間取引における製品の識別のみの目的で、頭文字(例:「MSC」や「ASC」)、あるいは規格所有者の正式名称(Marine Stewardship Council—海洋管理協議会、もしくはAquaculture Stewardship Council—水産養殖管理協議会)を製品やトレーサビリティ記録に使用する場合は、ライセンス契約がなくても認められる。

それ以外の目的でMSCやASCのラベル、その他の商標を使用するためには、MSCとASC製品の契約部門であるMSCIとライセンス契約を結ぶ必要がある。

審査の際、事業者は、商標の使用が承認されている証拠として、MSCIから受け取った承認のeメールの提示を求められる場合がある。

## 原則 3

### 認証製品は分別されなければならない

3.1 認証製品と非認証製品の置き換えがあってはならない。

#### ガイダンス 3.1

これは、水産養殖規格の認証製品として販売するための要求事項を満たしていない製品にも適用される。要求事項を満たしていない場合、認証されている養殖場からのものでも非認証製品とみなされる。

購入した(もしくは生産した)認証製品と販売量との年間の入出荷量照合は、置き換えがなかったことを裏付ける証拠となる。

3.2 事業者が認証製品であることを主張したい場合、以下の場合を除き、認証製品と非認証製品を混ぜてはならない。

3.2.1 非認証水産物が認証製品の原料として使用される場合、事業者はMSC及びASCの非認証水産物原料規定を順守しなければならない。

#### ガイダンス 3.2.1

MSC及びASCの非認証水産物原料規定は、「MSCエコラベルユーザーガイド(MSC ecolabel user guide)」あるいは「ASCロゴユーザーガイド(ASC logo user guide)」に記載されている。これらの文書はMSCウェブサイト([msc.org](http://msc.org))もしくはASCウェブサイト([asc-aqua.org](http://asc-aqua.org))で公開されている。この規定には、非認証水産物を認証製品の原料として使用しても良い場合や制約を説明したものである。非認証水産物の使用及び規定の適用は、ライセンスで許諾されているMSC及び／もしくはASCラベル製品に対してのみである。

3.3 事業者が当該製品をMSC認証製品として販売することを望む場合、CoC認証規格を共有する他の認証制度に則って認証された製品とを混ぜてはならない。但し、以下の場合についてはこの限りではない。

#### ガイダンス 3.3

これは、ASC(水産養殖管理協議会)といった、サプライチェーンのトレーサビリティを確保するために本CoC認証規格を使用している他の認証制度に適用される。

3.3.a. 事業者がMSCIから特別に許可を得ている場合、もしくは

#### ガイダンス 3.3.a

MSCIは、異なる認証制度(MSCとASCなど)によって認証された原料を使用した製品を、認証製品として承認することがある。その場合、製品には各認証制度のラベルを付けることができるが(MSCとASCのラベル等を包装に表示する等)、各原料がどの認証を取得しているかを表示(MSCサケ、ASCエビ等)しなければならない。

3.3.b. 当該製品がCoC認証規格を共有する複数の認証制度によって認証されている場合。

#### ガイダンス 3.3.b

これは二つ以上の認証制度の認証を取得している供給源(MSCとASC認証のいずれをも取得している漁業もしくは養殖場など)を供給源とする製品のことを指す。

## 原則 4

### 認証製品は追跡が可能で、数量が記録されなければならない

4.1 事業者は、以下を可能とするトレーサビリティシステムを有していなければならない。

- a. 認証ものとして販売されたすべての製品あるいはバッチについて、販売インボイスもしくは提供時点から認証取得サプライヤーまで遡って追跡することができる。

#### ガイダンス 4.1.a

レストランや鮮魚店といったサプライチェーン末端の事業者に求められるのは、製品を提供もしくは販売した時点から遡って追跡できることである。最終消費者への製品の提供もしくは販売履歴は求められないが、それ以前の段階(消費者向けの拠点への製品の入荷や配送、及び消費者向けでない拠点での製品の取り扱い時点など)に関するトレーサビリティの履歴記録は条項5.1.3に則り必要である。

その他の事業者はすべて、販売インボイスから遡って追跡できなければならない。

- b. 入荷の際に認証のものとして識別されたすべての製品は、購入時点から販売時点もしくは提供時点まで追跡できる。

#### ガイダンス 4.1.b

サプライヤーが出荷した認証原料を、事業者が入荷時に認証製品として識別しない場合(認証製品を発注しなかったにもかかわらず、サプライヤーがMSC認証製品を出荷した場合など)は、4.1.bは適用されない。

入荷時に認証製品として識別された製品は、認証製品として販売されない場合でもすべて、最終の販売時や提供時まで追跡できなければならない。

レストランや鮮魚店といったサプライチェーン末端の事業者に求められるのは、製品の仕入れから最終消費者への提供もしくは販売時までの追跡のみである。最終消費者への製品の提供もしくは販売のトレーサビリティ履歴は必要ないが、条項5.1.3に則り、それ以前の段階(消費者への提供・販売現場への製品の入荷や配送、及び消費者への提供・販売現場ではない現場での製品取り扱い)に関するトレーサビリティ履歴は必要である。

その他の事業者はすべて、仕入れ時から販売まで追跡できなければならない。

4.2 入荷、加工、輸送、包装、保管、発送及び／もしくは提供を含む、購入から販売までのすべての段階において、トレーサビリティ記録と認証製品との照合ができなければならない。

4.3 認証製品の記録は、正確、完全であり、改変がないものでなければならない。

4.3.1 記録が修正された場合、修正日、及び修正を行った者の氏名もしくはイニシャルを含め、変更点を明確に文書化しなければならない。

#### ガイダンス 4.3.1

審査時あるいは他の要請時に、事業者より提出された情報や記録が、別の時点で提出された情報と一致しない場合、審査機関は不適合を提起することもある。必要により、事業者が記録を修正した場合(返信等)、変更点は明確に記録されなければならない。

## 原則 4

### 認証製品は追跡が可能で、数量が記録されなければならない

4.4 事業者は、認証製品の数量が計算できるよう、記録を保持しなければならない。

#### ガイダンス 4.4

4.4は、認証のものとして識別されている製品や商標を表示して販売することのできる製品に適用される。水産物を認証のものとして購入したものの、非認証のものとしての扱いに変更した場合（認証のものとして販売されることが決してなく）、非認証扱いとなった製品の数量だけが記録から確認できればよい。その他の数量の記録（後に非認証のものとして加工された数量等）は保持する必要はない。

条項5.1.3に則り、すべての記録は3年間保管しなければならない。

4.4.1 最終消費者に製品を販売もしくは提供する現場については、購入及び入荷量のすべての記録を保持しなければならない。

#### ガイダンス 4.4.1

最終消費者に販売もしくは提供された製品の数量については記録する必要はない。

最終消費者に販売もしくは提供された製品については、提供時点から遡って追跡できなければならない（4.1.a及び4.1.bを参照）。

4.5 加工もしくは再包装が施される場合、記録は、特定のバッチあるいは特定の期間における認証品の入荷量から認証品としての出荷量の転換率が計算できるものでなければならない。

4.5.1 認証製品の加工に際しての転換率は、正当かつ正確でなければならない。

#### ガイダンス 4.5.1

この条項は、転換率が非常に高いあるいは低い場合に、認証製品と非認証製品の置き換えが生じる可能性を防ぐためのものである。製品の品質、季節、加工効率等により、ある程度の転換率の変動は想定される。

転換率による誤表示の可能性について検証するために、審査機関は、製品仕様、類似の加工製品、あるいは事業者の加工記録の履歴との照合を行う場合がある。

4.6 事業者は、認証範囲に含まれている製品のみを認証製品として販売することができる。

#### ガイダンス 4.6

新たな魚種や業務、MSCのCoC認証規格を共有する他の認証制度によって認証された製品など、認証範囲の変更に関する要求事項は、5.2.1.c、5.2.2.a、及び5.2.2.bに記されている。

## 原則 5

事業者の管理システムは、本規格の要求事項に対応するものでなければならない

### 5.1 管理と研修

5.1.1 事業者は、本規格のすべての要求事項への対応に有効な管理システムを運用していなければならない。

#### ガイダンス 5.1.1

管理システムには、事業者が本規格を確実に順守するためのシステム、方針、手順が含まれる。管理システムに必要な文書は、事業者の規模、業務内容、工程の複雑さ、及びスタッフの能力によって異なる。

非常に小規模で簡素な業務形態については、責任者がCoC認証規格に関する手順を理解し、実施することができれば、文書化を必要としない場合もある。

5.1.2 事業者は、担当責任者に研修を行い、本規格への適合を確実にを行うための適格性を有するようにしなければならない。

#### ガイダンス 5.1.2

「担当責任者」とは、本規格に関する決定や手順の実施に責任を有する事業者内部の個人を指す。

ほとんどの事業者は、従業員がCoC要求事項を理解し、認証製品が分別され、識別でき、追跡可能であるための内部手順を確実に守るために、何らかの研修を行う必要がある。ただし、手順が簡素な事業者の場合には、従業員向けのハンドブックや説明書の配布、及び／もしくは調理エリアでのポスターの提示で十分な場合もある。

5.1.3 事業者は、本規格への適合を実証する記録を最低3年間保持しなければならず、認証製品の保存可能期間が3年を超える場合には、その保存可能期間の完了まで記録を保持しなければならない。

#### ガイダンス 5.1.3

本規格への適合を実証する記録としては、認証製品の売買記録、内部での認証製品のトレーサビリティと生産記録、内部手順もしくは研修記録などが挙げられる。記録はハードコピーあるいはデジタルのいずれでもよい。

最終消費者への販売及び／もしくは提供記録は保持する必要はない。

5.1.4 事業者は、審査機関との連絡や本規格への適合に関する文書や情報の要請への対応に責任を持つ担当者(CoC連絡担当者)を1名任命しなければならない。

#### ガイダンス 5.1.4

CoC連絡担当者は、審査機関との連絡や、情報や文書に関する要請への事業者としての確実な対応に責任を持つ。連絡担当者に変更があった場合には、[条項5.2.1](#)に則り、審査機関にその旨を通知しなければならない。

## 原則 5

事業者の管理システムは、本規格の要求事項に対応するものでなければならない

### 5.2 変更の報告

5.2.1 事業者は、以下の変更があった場合、変更日より10日以内にその旨を書面もしくはeメールにて審査機関に通知しなければならない。

- a. 事業者のCoC連絡担当者が新たに任命されたとき。
- b. 新しい認証取得サプライヤー、漁業もしくは養殖場から認証製品を仕入れた場合。
- c. 新たな認証魚種を仕入れた場合。

#### ガイダンス 5.2.1

eメールもしくは書面による審査機関への通知は、新たな認証魚種の入荷から10日以内、もしくは新しい認証取得サプライヤー、漁業、あるいは養殖場から最初に認証製品を仕入れてから10日以内に行わなければならない。

MSC-MSCI用語集(MSC-MSCI Vocabulary)に則り、本規格における「日数」は「暦日数(土日、祝日を含む)」を指す。

事業者のサプライヤーの仕入れ先の漁業が変わった場合には、審査機関にその旨を通知する必要はない。

5.2.2 事業者は、以下の変更を行う前に、審査機関より書面による承認を得なければならない。

- a. 認証製品に関連して、認証範囲に含まれていない新たな業務を行う場合。

#### ガイダンス 5.2.2.a

新たな業務としては、売買、配送、二次加工、保管などが挙げられる。CoC認証要求事項(MSC Chain of Custody Certification Requirements)の表4にすべての業務リストが記載されている。

- b. CoC認証規格を共有する他の認証制度によって認証された製品の販売や取り扱いを行うためにCoC認証の範囲を拡げる場合。

#### ガイダンス 5.2.2.b

例えば、現行のCoC認証の範囲がMSC認証製品のみの場合、ASC認証製品を認証のものとして販売するためには、事業者は事前に審査機関の承認を得なければならない。

- c. 認証製品の請負加工や再包装を行う新たな請負業者に業務を発注する場合。

#### ガイダンス 5.2.2.c

事業者が新たな請負保管業者や請負輸送業者を追加したい場合は、条項5.3に則り、請負業者のリストを更新しなければならないが、審査機関への通知は次回の監査時でも良い(事前に承認を得る必要はない)。

## 原則 5

事業者の管理システムは、本規格の要求事項に対応するものでなければならない

- d. 事業者が認証審査中の漁業のクライアント・グループ(認証申請グループ)に属している、あるいは審査中の養殖場と同じ法的所有者であり、審査中水産物を取り扱う場合。

### ガイダンス 5.2.2.d

クライアント・グループには、認証単位(Unit of Certification)内で操業する漁業、あるいは漁業認証に含まれる、及び/もしくは漁業認証を利用することができるものとしてクライアント・グループが認めている事業体も含まれる。

- e. 現場の住所や企業の名称を追加もしくは変更する場合。

### 5.3 請負業者、輸送及び請負加工

- 5.3.1 事業者は、認証製品を取り扱うすべての請負業者が、本規格の該当する要求事項に適合していることを実証できなければならない。
- 5.3.2 事業者は、運送事業者を除き、認証製品を取り扱うすべての請負業者の名称と住所の最新の記録を保持しなければならない。
- 5.3.3 事業者は、認証を取得していない請負加工業者に対し、本規格の関連セクションへの適合を検証するため、業務の発注前及びその後少なくとも年に一回、審査機関による現地監査を受けることが求められることを通知しなければならない。
- 5.3.4 請負業者を利用する場合、事業者は、認証製品に関する記録を当該請負業者に要請することができ、また審査機関が認証製品に随時アクセスできる権限を有していなければならない。

### ガイダンス 5.3.4

事業者が、請負の保管業者や運送業者に規格への適合を実証する記録(受領書、発送記録等)を要請することができるのであれば、請負保管業者や請負運送業者と契約を交わす必要はない。

第三者所有の別の保管施設に認証製品が保管されている場合でも、事業者は審査機関がその現物に随時アクセスできるようにしなければならない。もし何らかの理由で保管施設へのアクセスが制限された場合において、製品の整合性に懸念が生じた際には、審査機関が検査できるよう、認証製品を施設から運び出さなければならないこともある。

- 5.3.5 事業者は、認証製品の改変、加工、再包装を行うすべての請負業者と、以下を含む契約を交わさなければならない。
- a. 請負業者は、すべての取り扱い工程において、認証製品のトレーサビリティ、分別、及び識別を確実に行うシステムを有している。
- b. 請負業者は、要請に応じて、MSCもしくはMSCが指定する機関や審査機関の敷地内への立ち入りと認証製品に関する記録へのアクセスを許可する。

### ガイダンス 5.3.5

請負業者が独自にCoC認証を取得している場合でも、加工や再包装を委託するすべての請負業者と契約を交わす必要がある。

指定機関にはASC等の他の認証制度やMSCの認定機関からの代表が含まれることもある。

## 原則 5

### 事業者の管理システムは、本規格の要求事項に対応するものでなければならない

5.3.6 事業者は、故意に地域漁業管理機関(RFMO)のブラックリストに掲載されている船舶で製品を輸送、あるいはそうした船舶からの製品を荷受けしてはならない。

#### ガイダンス 5.3.6

この要求事項は、請負の輸送業者を使用する、あるいは認証水産物を直接荷受けする認証取得事業者が、違法、無報告、無規制(IUU)漁業に携わったことのある船舶を使用することがないようにするためのものである。IUU船舶の最新リストはRFMOのウェブサイトに掲載されている。[iuu-vessels.org/iuu](http://iuu-vessels.org/iuu) など、いくつかの統合されたリストもある。

5.3.7 請負加工業者を利用している事業者、もしくは認証製品の請負加工を行なっている事業者は、すべての請負加工認証製品について、以下を含む記録を保持しなければならない。

- a. 入荷した量と製品の詳細
- b. 出荷した量と製品の詳細
- c. 入出荷日

5.3.8 認証を取得している請負加工業者は、前回の審査・監査以降に請け負った認証製品の加工業務の発注元であるすべての認証取得事業者の名称及びCoCコードを記録しなければならない。

## 5.4 不適合製品

#### ガイダンス 5.4

不適合製品とは、認証製品として識別されている、あるいはMSC及び／もしくはASCの商標ラベルが表示されているにもかかわらず、認証された供給元からのものであることが立証できない製品を指す。

水産養殖規格の要求事項に則り、認証製品として販売することができない認証養殖場からの製品も含まれる(認証品として販売する予定の製品に養殖場で抗生物質を投与してしまっている場合など)。

不適合製品は、社内の従業員やサプライヤーによって発見されることもあれば、審査機関、MSC、ASC、その他からの情報によって発覚することもある。

認証製品を注文したにもかかわらず、サプライヤーから非認証製品が配送され、受取の際にそれが判明し、製品を返品した場合には、不適合のプロセスは適用されない。

5.4.1 事業者は、以下の要求事項を含む不適合製品の管理プロセスを有していなければならない。

- a. 認証状況が審査機関による書面で確認できるまでは、不適合製品を認証ものとして販売することを即時停止する。
- b. 不適合製品の発覚から2日以内に審査機関にその旨を通知し、不適合製品の供給元を検証するために必要なすべての情報を審査機関に提供する。
- c. 不適合製品であることの理由を明確にし、必要に応じて再発防止のための措置を講じる。
- d. 認証を取得している供給元からのものであることが確認できない不適合製品については、認証品として販売されることが絶対にないよう、ラベルの貼り替えや再包装を行う。



## 原則 5

事業者の管理システムは、本規格の要求事項に対応するものでなければならない

### ガイダンス 5.4.1.d

認証を取得した漁業や養殖業から供給された製品であることが立証できなければ、認証製品としての販売や、MSC及び／もしくはASCの商標を付けて販売することはできない。

- e. 不適合製品が認証製品として既に販売あるいは出荷されてしまった場合は、問題が発覚してから4日以内に、影響を被るすべての顧客（最終消費者を除く）に通知すること。
- i. その際、不適合製品の状況及び影響を受けた製品やバッチの詳細も含めなければならない。
- ii. これら通知記録は、[条項5.4.1.e.i](#)に則り、保持しなければならない。

## 5.5 トレーサビリティ及びサプライチェーン検証のための要請

### ガイダンス 5.5

指定機関にはASC等の他の認証制度やMSCの認定機関からの代表が含まれることもある。

- 5.5.1 事業者は、トレーサビリティに関する文書や認証製品の売買記録についてのMSC、MSCの指定機関、あるいは審査機関からのすべての要請に対して協力しなければならない。

- 5.5.1.1 文書は要請があつてから5日以内に提供しなければならない。

### ガイダンス 5.5.1.1

財務関係の詳細は除くことができるが、それ以外の記録は修正してはならない。MSCから英語での記録の提出の要請があれば、英語で提出しなければならない。

提出期限の延長が必要な場合、MSCもしくはMSC指定の機関に書面にて要請することができる。延長が認められない場合には、本来の5日以内という期限を守らなければならない。データが期限内にMSCもしくはMSC指定の機関に提出されなかった場合、MSCもしくはMSC指定の機関は、審査機関に不適合の発行を含む措置を要請することもある。

- 5.5.2 事業者は、DNA検査及び／もしくは製品の照合や適合を検証するその他の検査のために、MSC、MSCの指定機関、あるいは審査機関が、現場から認証製品のサンプルを収集することを許可しなければならない。

- 5.5.3 製品の照合検査により、[条項5.4.1](#)の不適合製品に該当する可能性が高いことが判明した場合、事業者は以下のことを行わなければならない。

- a. 問題の原因について調査を行う。
- b. 検査結果を審査機関に提出し、不適合が発覚した場合には、是正措置の計画も併せて提出する。
- c. 追加のサンプリング及び調査に協力する。

### ガイダンス 5.5.3

製品の照合は、魚種、漁場、あるいは養殖場の地域の判明に利用することもできる。また、認証製品として販売する場合に、水産養殖規格の要求事項で養殖場での使用が認められていない抗生物質もしくは使用禁止物質が製品に含まれていないかを調べるためにも利用することができる。

## 原則 5

事業者の管理システムは、本規格の要求事項に対応するものでなければならない

### 5.6 認証審査中の製品に関する要求事項

#### ガイダンス 5.6

これは、漁業や養殖場、あるいは漁業／養殖場のクライアント・グループのメンバーのみに関係するセクションである。認証審査中製品とは、漁業あるいは養殖場が認証を取得する前の審査中に獲られた魚介類、水産製品を指す。認証審査中製品として扱われるためには、MSCもしくはASC(最新のASC養殖場審査報告書参照)ウェブサイトに掲載されている特定の適用日以降に獲られたものでなければならない。

5.6.1 認証審査中製品を購入できるのは以下の事業者だけである。

- a. 審査中の漁業もしくは養殖場、もしくは
- b. 審査中の漁業のクライアント・グループのメンバー、もしくは審査中の養殖場と同じ法人。

#### ガイダンス 5.6.1.b

認証審査中製品を所有できるのは漁業、養殖場、もしくはクライアント・グループのメンバーだけであり、売買もメンバー間のみに限られる。サプライチェーンのさらに川下にある他のCoC認証取得事業者は認証審査中製品として購入することはできない。

条項5.6.1に則り、認証審査中製品の購入資格を持つ事業者は、漁業あるいは養殖場が認証される時点まで自らが所有権を有している限りは、認証審査中製品について請負の保管施設を使用することができる。

5.6.2 認証審査中製品を取り扱う事業者は、以下の要求事項を順守しなければならない。

- a. すべての認証審査中製品は、明確に識別され、認証製品及び非認証製品とは分別されなければならない。
- b. 事業者は、すべての認証審査中製品について、漁獲日も含め認証単位 (Unit of Certification) まで遡っての追跡を実証する完全なトレーサビリティ記録を保持しなければならない。
- c. 漁業あるいは養殖場が認証を取得するまでは、認証審査中製品を認証のものとして販売することや、MSCあるいはASCのラベル、もしくはその他の商標を表示してはならない。

#### ガイダンス 5.6.2.c

漁業あるいは養殖場が正式に認証を取得した際には、公開用認証報告書 (Public Certification Report) がMSCあるいはASCのウェブサイトに掲載される。

## 原則 5

事業者の管理システムは、本規格の要求事項に対応するものでなければならない

### 5.7 強制労働及び児童労働に関する要求事項

- 5.7.1 事業者は、[条項5.7.2](#)にある労働関連監査を受けることへの同意を示すCoC認証取得事業者の労働関連要求事項に関する合意書(CoC Certificate Holder Statement of Understanding of Labour Requirements)に署名しなければならない。
- 5.7.2 事業者は、関連する現場もしくは請負業者が、MSCの第三者労働関連監査要求事項を満たす第三者労働関連規格に則って現場の労働関連監査を実施したことを示す証拠を提出しなければならない。
- 5.7.2.1 実地での労働関連監査は、CoC認証標準規格第5.0版を適用した最初の監査時まで完了する必要はない。
- 5.7.2.2 認定された第三者労働関連制度は以下の通りである。
- Amforiビジネス・ソーシャル・コンプライアンス監査(amfori Business Social Compliance Initiative)
  - SEDEXメンバーの倫理的取引監査(SEDEX Members' Ethical Trade Audit)
  - ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナルのSA8000規格(Social Accountability International's SA8000)
  - コンシューマー・グッズ・フォーラムの持続可能なサプライチェーンに関するイニシアチブ(SSCI)認定の社会関連規格(Consumer Goods Forum's Sustainable Supply Chain Initiative (SSCI) recognised social standard)
- 5.7.3 事業者あるいはその現場もしくは請負業者がMSC第三者労働関連監査要求事項を順守できなくなった場合、事業者は2日以内に審査機関にその旨を通知しなければならない。

#### ガイダンス 5.7.2

5.7.2.1は、労働関連監査の完了までに約1年間の猶予を与えることを目的としている。本特例の適用は一回限りである。

CoC認証取得事業者の労働関連要求事項に関する合意書(CoC Certificate Holder Statement of Understanding of Labour Requirements)及びMSC第三者労働関連監査要求事項(MSC Third-Party Labour Audit Requirements)はMSCのウェブサイト([msc.org](http://msc.org))に掲載されている。

- 5.7.4 労働に関するカントリーリスク評価ツール(the Country Labour Risk Scoring Tool)により、強制労働及び児童労働に違法に関与しているリスクが低い「低リスク」国に拠点のある事業者は、[5.7.1-3](#)の適用が免除される。

#### ガイダンス 5.7.4

労働に関するカントリーリスク評価ツール(the Country Labour Risk Scoring Tool)はCoC認証要求事項の[表5](#)及び[表6](#)を指す。

- 5.7.5 船上加工といった海上での業務を行う事業者は、5.7.1-3の代わりに、MSC漁業認証プロセス[7.4.4.2-4](#)(強制労働及び児童労働に対する方針等の自己申告/ Submission of forced and child labour policies statement)を順守しなければならない。

Find out more about the changes  
to the Chain of Custody Program:  
[www.msc.org/coc-standard](http://www.msc.org/coc-standard)  
Further queries, please contact:  
[standards@msc.org](mailto:standards@msc.org)

---

© Marine Stewardship Council,  
2019

Participation in the MSC's certification program changes  
over time; all details within this document are accurate at  
the time of publication.